

病 院

■ 市立荘内病院の概要

1 施 設

敷地面積 31,842.41㎡ 建物延面積 54,728.13㎡

2 沿 革

大正 2年 6月	東田川郡、西田川郡組合立の病院として外来診療開始（内科、外科、産婦人科）	昭和61年11月	医療用ライナック（放射線治療機器）を導入
〃 11年 4月	郡組合解散、病院を鶴岡町に引き継ぐ	〃 62年 4月	呼吸器外科、心臓血管外科を標ぼう
〃 13年10月	市制施行により、鶴岡市立荘内病院となる	〃 63年10月	透析給食を開始
		〃 63年11月	来院者駐車場を有料化 C Tを更新、1台増設
昭和20年 7月	日本医科大学が鶴岡に疎開 荘内病院は同大学へ経営を委託し、 日本医科大学附属荘内病院となる	平成元年 6月	病棟、外来待合室に冷房設備を新設
〃 22年11月	病院経営を市直営に復する	〃 元年 7月	給食の選択メニューを部分的に開始
〃 25年 3月	甲種看護婦養成所を開設	〃 元年 7月	病院前駐車場を拡張
〃 26年 4月	甲種看護婦養成所を荘内病院高等看護学院とする	〃 2年 4月	経営企画室を設置 市立荘内看護専門学校の入学定員を 15人から20人に改正する 市立荘内看護専門学校、創立40周年 を迎える
〃 32年 7月	総合病院の指定		病床変更 475床 → 477床
〃 33年不明	未熟児養育医療機関の指定	〃 2年 8月	基準看護特3類 3病棟132床承認 実施
〃 36年不明	原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定	〃 2年10月	内科外来の予約制を実施
〃 39年10月	基準寝具を実施	〃 3年 4月	MR I（磁気共鳴撮影診断装置）を 導入
〃 43年 7月	中央カルテ方式を採用	〃 3年 9月	病棟を増設し529床に増設承認実施
〃 44年 4月	救急告示病院の指定	〃 4年 3月	シネアングロ（心臓血管連続撮影装 置）を導入 基準看護特3類 4病棟187床承認実 施
〃 46年 5月	病理科を新設	〃 5年 6月	週休2日制を完全実施
〃 47年 7月	特類看護を実施	〃 6年 4月	事務部業務課を医事課に変更 訪問看護室を設置
〃 50年 4月	特2類看護を実施	〃 6年12月	結核病床5床を廃止し、一般病床数 を529床に
〃 51年 4月	医療社会事業室を開設、ケースワ ーカーを配置 高等看護学院を改組し、市立荘内看 護専門学校となる	〃 7年 3月	特3類基準看護 全病棟承認実施
〃 53年 1月	人工透析を開始（12台）	〃 8年 4月	事務部医事課業務の一部委託を実施 新病院建設準備室・地域医療室・臨 床工学室を設置
〃 54年 5月	全身用C Tスキャナシステム設置稼 動を開始	〃 8年 6月	物品管理システムを導入、医薬分業 を実施（小児科・耳鼻科・形成外 科・産婦人科）
〃 55年 2月	業務課窓口計算事務及びレセプト作 成事務の電算化を実施	平成 8年11月	全科で予約診療を開始
〃 55年 7月	夜間透析を開始		
〃 56年 9月	重症者の看護及び収容の基準実施承 認（20床）		
〃 57年10月	食療科優良集団給食施設として厚生 大臣表彰 業務課の電算機器を更新し、医事請 求事務を全面自己処理に改善する		

- 〃 8年不明 エイズ治療拠点病院の指定
- 〃 9年 4月 看護部に物流管理室を設置
医療部薬剤科を薬局に変更
産婦人科で不妊治療としての「体外受精」を開始
- 〃 9年 6月 「医薬分業」を全診療科で実施
- 〃 10年 4月 庶務課に企画財政係、医事課に情報管理係を新設
- 〃 10年 7月 新看護2：1体系の全病棟承認実施
- 〃 11年12月 伝染病床廃止に伴い7床を一般病床に転換 529床 → 536床
- 〃 12年 3月 災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を受ける
- 〃 12年 4月 市立荘内看護専門学校、創立50周年を迎える
- 〃 15年 3月 新病院本体が完成する。
- 〃 15年 7月 新病院を開院（24診療科、病床数520床）
事務部庶務課を総務課に変更
電子カルテを中心とした統合医療情報システムを導入
- 〃 15年10月 臨床研修病院の指定
- 〃 16年 4月 急性期入院加算の取得
- 〃 17年 4月 事務部に経営対策室を設置
- 〃 17年10月 市町村合併により、新たに開設許可を受ける
- 〃 18年 4月 一般病床10対1入院基本料承認実施
- 〃 19年 1月 病院機能評価認定（Ver. 4.0）
- 〃 20年 4月 緩和ケアサポートセンター設置
厚生労働省よりDPC（包括評価）の指定を受ける
医療安全管理室を設置
- 〃 20年11月 外来化学療法室を設置
- 〃 20年12月 地域医療支援病院の承認
- 〃 22年 4月 地方公営企業法全部適用
鶴岡市病院事業管理者を置く
周産期母子医療センターを設置
山形県地域周産期母子医療センターの認定
- 〃 22年10月 山形県がん診療連携指定病院の指定
- 〃 24年 4月 病院機能評価認定（Ver. 6.0）
- 〃 24年 6月 一般病床7対1入院基本料承認実施
- 〃 25年 3月 山形DMAT指定病院の指定
- 〃 25年 6月 創立100周年を迎える
- 〃 26年 5月 病床変更 520床→521床
- 〃 27年 5月 統合医療情報システム更新
- 〃 27年 6月 新医師公舎完成（馬場町）
- 〃 29年 1月 病院機能評価認定
（一般病院2.3rdG:Ver1.1）
- 〃 29年 3月 医療用ライナック（放射線治療機器）を更新
- 〃 29年 4月 医療安全管理部を設置
- 〃 29年 4月 消化器病センターを設置
- 令和元年 9月 MRI（1.5T）を更新
- 〃 2年 3月 MRI（3.0T）を更新
- 〃 2年 7月 国立がん研究センター東病院と医療連携協定を締結
- 〃 2年11月 がん相談外来開始
- 〃 2年12月 遺伝子検査室を設置
- 〃 3年10月 漢方内科外来を新設
- 〃 4年 1月 病院機能評価認定
（一般病院2.3rdG:Ver2.0）
- 〃 4年 5月 統合医療情報システム更新

3 診療圏

診療圏は、立地条件及び患者の利用状況からみて、本市及び近隣の2町（人口約16万人）が主診療圏で、他の庄内一円と、新潟県村上市の一部（旧山北町）を含む2市1町が準診療圏である。診療圏及びその医療機関の状況は次のとおりとなっている。

（令和4年3月31日現在）

区 分		主 診 療 圏	（うち、鶴岡市）
医 療 機 関	病 院	8	6
	診 療 所	119	104
	計	127	110
病 床 数		1,892	1,374

※病床数は、病院と診療所の合計数（歯科を除く）

4 財政状況（令和3年度）

（1）収益的収支

（単位：千円）

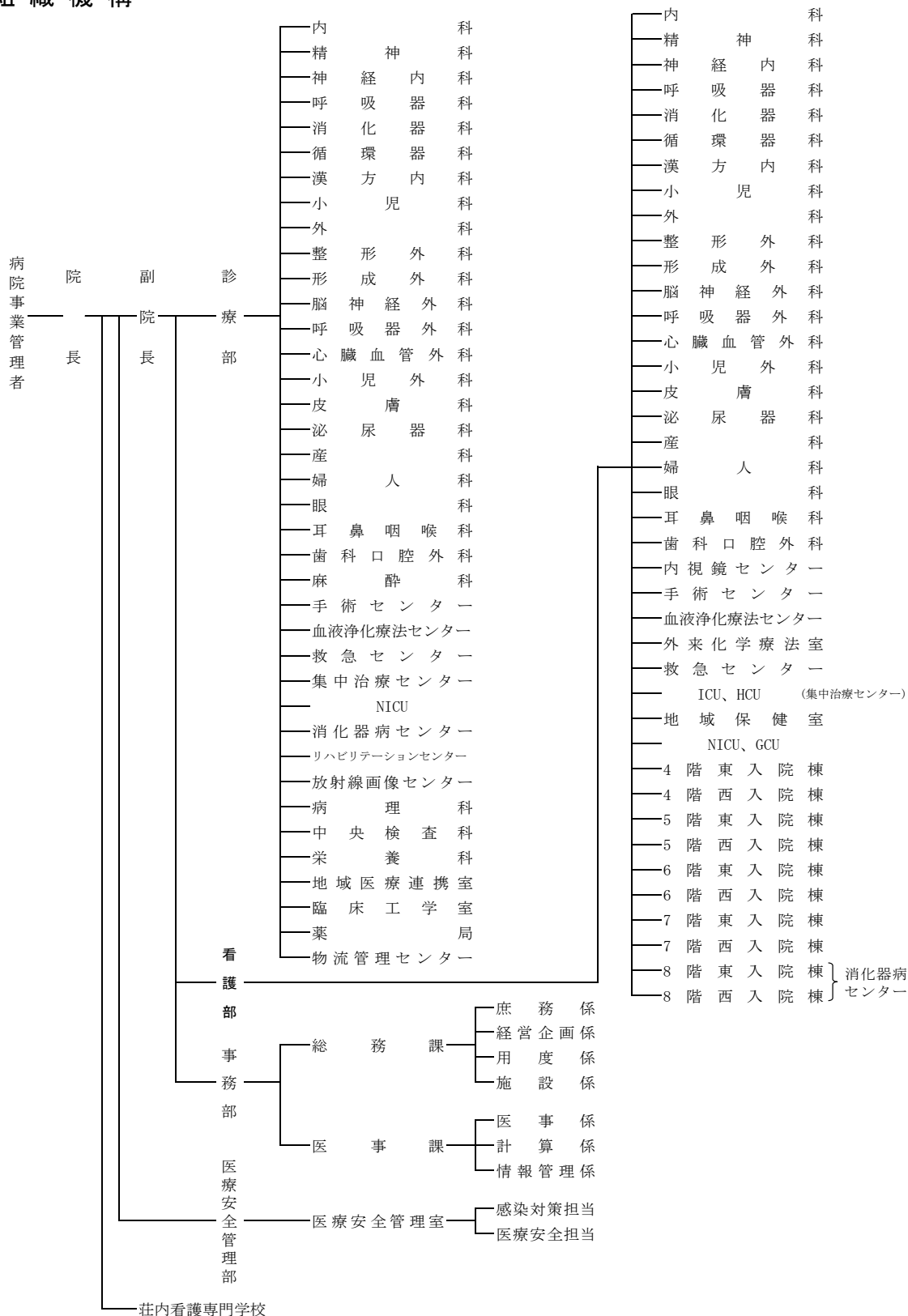
収 益	医 業 収 益	10,398,786	費 用	医 業 費 用	11,737,608
	医 業 外 収 益	2,486,458		医 業 外 費 用	609,172
	看 護 学 校 収 益	116,176		看 護 学 校 費 用	116,176
	特 別 利 益	255,008		特 別 損 失	0
	計	13,256,428		計	12,462,956
事 業 損（△）益				793,472	

(2) 資本的収支

(単位：千円)

収入	企業債	325,700	支出	建設改良費	355,262
	国県補助金等	9,106		企業債償還金	1,318,570
	負担金	817,184		長期貸付金	14,000
	その他	12,000		その他	2,415
	計	1,163,990		計	1,690,247

5 組織機構



(令和4年4月1日現在)

職員数 合計 863人 (178人)	医師 77人 (12人)	内科 6、神経内科 2、呼吸器科 1、消化器科 3、循環器科 4、小児科 8、外科 7、整形外科 7、脳神経外科 2、小児外科 4、皮膚科 1、泌尿器科 2、産科・婦人科 4、眼科 3(1)、耳鼻咽喉科 1、歯科口腔外科 4、麻酔科 4(1)、病理科 3(1)、放射線科 2、研修医 8(8)、中央検査科 1(1)
	医療技術員 118人 (6人)	薬剤師 20、診療放射線技師 17、臨床検査技師 28(3)、理学療法士 16(1)、作業療法士 6、言語聴覚士 3、精神保健福祉士 1(1)、管理栄養士 7(1)、視能訓練士 2、歯科衛生士 2、臨床工学技士 15、臨床心理士 1
	看護職員 510人 (54人)	看護師 503(47)、准看護師 7(7)
	その他 158人 (106人)	事務職員 63(27)、ケースワーカー 5、看護助手 60(60)、その他 18(17)、看護学校 12(2)

※ () 内は会計年度任用職員

6 業務の状況

(1) 病床数等

① 病床数 合計521床

(単位：床)

一般病床				
I C U H C U	6 17	5階東入院棟	50	6階西入院棟 50 8階東入院棟 51 (消化器病センター)
4階東入院棟	36	5階西入院棟	50	7階東入院棟 51 8階西入院棟 50 (消化器病センター)
N I C U G C U 4階西入院棟	6 6 37	6階東入院棟	50	7階西入院棟 51 人間ドック 10

② 取扱患者数 (年間) (ドック、健康診断除く)

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
外来	169,280	168,262	167,060	161,719	173,726
入院	158,848	155,397	143,775	130,126	131,527
計	328,128	323,659	310,835	291,845	305,253

③ 入院料加算額

特別個室	1日	16,500円
個室	1日	6,600円
個室的3床室	1日	2,200円

(2) 人工透析の状況 (昭和53年1月17日開始)

① ベッド数 46台

② 従事職員

医師：更正医療 (じん臓に関する医療) 担当医師、内科医師全員

その他の職員：23人

③ 患者数

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
透析患者数	148	148	141	137	134
延透析患者数	22,179	21,921	21,402	20,729	19,996

(3) 人間ドックの状況

① 人間ドックの受診者数

(単位：人)

区 分	入 院	外 来	合 計
平成29年度	394	1,395	1,789
平成30年度	399	1,446	1,845
令和元年度	389	1,405	1,794
令和2年度	260	1,388	1,648
令和3年度	325	1,483	1,808

② 主な検査項目

入院ドック（1泊2日）

食道・胃・十二指腸検査、心電図、血圧、胸部X線撮影、血糖検査、糖尿病検査、腹部超音波、代謝系検査、尿便検査、肝機能検査、B・C型肝炎検査、血液検査、腎機能検査、眼科検診、婦人科検診、腫瘍マーカー前立腺検査(PSA)、身体計測、内科診察

外来ドック

食道・胃・十二指腸検査、心電図、血圧、尿便検査、糖尿病検査、血液検査、肝機能検査、B・C型肝炎検査、胸部X線撮影、代謝系検査、眼科検診、腎機能検査、血糖検査、腫瘍マーカー前立腺検査(PSA)、身体計測、内科診察

(4) 救急業務の状況

① 救急告示月日 昭和44年4月1日

② 荘内病院では、地域の中核病院として救急患者に対応するため、医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、薬剤師を配置し緊急体制を整えている。

■ 市立荘内看護専門学校

学生の推移

(単位：人・倍)

区 分	入学定員	受験者数	倍 率	入学者数	1年修了者数	2年修了者数	卒業者数
平成29年度	20	35	1.75	21	21	15	21
平成30年度	20	32	1.60	20	20	21	15
令和元年度	20	33	1.65	18	15	17	21
令和2年度	20	34	1.70	21	21	14	17
令和3年度	20	37	1.85	20	19	20	14

■ 市立湯田川温泉リハビリテーション病院の概要

平成13年3月1日、国立療養所湯田川病院の経営移譲を受けて開設した。病院の管理運営は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、一般社団法人鶴岡地区医師会を指定管理者としている。(平成18年4月1日～)

1 施設

敷地面積 44,905.36㎡ 建物延面積 7,479.32㎡

2 沿革

昭和26年10月 国立庄内療養所発足（鶴岡市大字藤沢）
〃 52年 4月 国立療養所湯田川病院と改称
〃 52年 7月 現在地（鶴岡市大字湯田川）に開設
〃 61年 1月 国立病院・療養所の再編成計画発表
国立療養所湯田川病院は地方自治体等への経営移譲対象施設となる
〃 61年 6月 鶴岡市議会に国立療養所湯田川病院存続対策委員会設置
平成12年 9月 国立療養所湯田川病院の経営移譲に係る関係者会談開催
（厚生省、山形県、鶴岡市、鶴岡地区医師会）
〃 13年 2月 国立療養所湯田川病院経営移譲に関する基本協定及び譲渡契約締結
鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院管理委託契約締結
〃 13年 3月 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院開設
〃 14年 1月 通所リハビリテーション事業開始
〃 15年12月 MR I 共同利用施設設備事業開始
〃 17年10月 市町村合併により新たに開設許可を受ける
〃 18年 4月 管理運営の指定管理者として社団法人鶴岡地区医師会を指定（平成20年度まで）
〃 19年 9月 介護保険適用病床を医療保険適用病床に転換
〃 21年 4月 一般社団法人鶴岡地区医師会を指定管理者に指定（平成25年度まで）
〃 26年 4月 一般社団法人鶴岡地区医師会を指定管理者に指定（平成30年度まで）
〃 31年 4月 一般社団法人鶴岡地区医師会を指定管理者に指定（令和5年度まで）

3 病床数

療養病床 51室 120床

上記の病室のうち、個室が28室、4床室が23室

個室のうち特別室2室（1日5,500円）、一般個室17室（1日1,650円）が入院料加算額対象病室

4 患者数（令和3年度）

延入院患者数 34,504人

外来患者数 9,009人

5 病院の性格と機能

診療科：内科、脳神経外科、リハビリテーション科

脳血管障害、骨折などの疾患で急性期病院での治療後、症状が安定した患者に対して、集中的なリハビリテーション医療を提供し、低下した機能の回復を目指す。

また、急性期病院での治療後、引き続きリハビリ、医学管理等の医療を必要とする患者や在宅療養中で症状が悪化し一時的に入院が必要となった患者などに対し、在宅復帰に向けた医療や支援を提供するとともに、在宅療養中の患者の家族を支援するため、短期予定入院（レスパイト入院）の受け入れを行う。